

## 「障害者支援施設」の用に供する固定資産に係る 固定資産税・都市計画税の非課税について

社会福祉法人（日本赤十字社を含む）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11号に規定する障害者支援施設の用に供する固定資産（土地、家屋及び償却資産）に係る固定資産税・都市計画税は、非課税となります（地方税法第348条第2項第10号の6、第702条の2第2項）。

必要書類を添付の上、神戸市固定資産税第1～3課（土地・家屋）又は固定資産税企画課（償却）へ申告してください。

### 1 非課税の対象となる要件

(1) 所有者

所有者に係る要件は、ありません。

ただし、固定資産を有料で借り受けた者が当該障害者支援施設の用に供している場合は、非課税に当たりません。

(2) 使用者

社会福祉法人（日本赤十字社を含む）

(3) 対象資産

障害者支援施設\*1の用に供する固定資産

\*1 「障害者支援施設」とは、施設入所支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型といった障害福祉サービスを行う施設をいう（のぞみの園及び助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く）。

※ なお、一般の職員の寄宿舍等、事業と直接関係のない施設は非課税に当たらない。

### 2 非課税申告に係る必要書類（次の書類を提出してください）

凡例	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	固定資産税の非課税申告書	
<input type="checkbox"/>	使用者が確認できるもの	・法人登記事項証明書 等
<input type="checkbox"/>	非課税の規定に該当する事実を証明する書類 （施設の指定の申請書の写）	
<input type="checkbox"/>	非課税部分の地積・床面積が確認できるもの	・登記簿謄本、地積測量図、建物平面図 等

※ 固定資産（土地、家屋または償却資産）の所有者と使用者が異なる場合に必要書類

凡例	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	無料で貸与していることを証明する書類	・使用貸借契約書の写 等

### 3 申告書等の提出期限及び提出先

事実発生の日から 30 日以内に、神戸市固定資産税第 1～3 課へ申告書及び必要書類をご提出ください。

※ 資産の使用実態を確認した上で、非課税の認定を行います。現地調査にご協力をお願いします。

### 4 お問い合わせ先

○ 土地、家屋及び償却資産に係る非課税（固定資産税・都市計画税）について

問合せ先	郵便番号	所在地	電話番号
神戸市固定資産税 第 1・2 課（土地・家屋） 固定資産税企画課（償却）	〒653-0042	神戸市長田区二葉町 5 丁目 1 番 32 号	078-647-9400 ※1

※1 お電話後、自動音声案内が流れます。物件所在の区に応じて担当部署にお繋ぎいたします。